



カの建設や小浜城一部復元など、交流人口の増加策や、まちの活力を生み出す諸産業の振興を図る。(四)「あすを担う人材の育成をめざして」では、徳育を重視し、郷土愛を育み、本市の文化の再確認と新しい文化の創造を促進し、さらには市民の生涯にわたる

学習活動を支援するための諸施策を展開する。

雇用対策

Q 不況リストラが進む中小企業への雇用拡大および誘致について

A 新年度から産業部内に「雇用推進室」設置し、雇用情勢の安定化を図る。また、雇用アドバイザー制度を新たに設け、市外の企業等からの情報収集と助成金・補助金制度等に関する情報発信を積極的に行い、企業誘致の促進を図る。さらに本市の特性を活かしたベンチャー企業の育成や既設産業の育成策についても検討していく。また、行政、企業、雇用アドバイザーで構成する「雇用推進協議会」を設置し、今まで以上に関係機関との連携を図りながら、雇用不安の解消につながる方策を検討する。

受け皿づくりと受入れ態勢の整備

Q 諸施策をどのように結びつけるか。

A

第四次総合計画の策定にあたっては、考えられる活性化施策の全てを盛り込んだ。今後、計画の実現を目指し、自信を持って取り組むことによつて、その目標は実現できるものと確信している。当面の課題である小浜・上中鉄道新線の建設については、湖西線と同様に幹線鉄道として位置付けられるよう要望していく。また、原子力発電施設等立地地域の振興に関する

特別措置法の対象事業となるよう併せて要望していく。平成十五年は小浜線電化の開業、近畿自動車道敦賀線小浜西インターの供用開始など、嶺南地域の新たな幕開けとなる時期であり、新たな出発点と考えている。同年に計画されている(仮称)嶺南博の開催に合わせ、食を中心とした産業・観光等拠点施設の整備ができないか調査、検討を行っているところであり、この機



会に小浜の持つ顔や魅力を積極的に情報発信していきたい。これからのまちづくりは行政・企業・各種団体・市民ボランティア等が一体となって取り組まなければならないと認識しており、これらの協調体制を図っていきたい。もてなしの心を大切にし、市民一人ひとりが心をひとつにして、市の活性化に取り組み機運づくりに努めていく。

市町村合併

Q 市町村合併に対する基本的な考え方について

A 合併の効果として、(一)広域的視点に立った効果的なまちづくり (二) 行財政の効率化 (三) 職員の専門性の向上と行政サービスの高度化などがあげられる。一方、懸念される事項としては (一) 地域の個性や特徴が失われる (二) 中心部だけが良くなり、周辺部が取り残される (三) 住民の意見が反映されにくくなるなどが上げられている。いかなる改革も百パーセントということはあり得ず、デメリットを克服していけば、合併は効果のある手法だと考え



公園の整備

Q 小浜公園の整備と景観づくりの推進について

ている。今後は、県において策定された「福井県市町村合併要綱」を参考にし、近隣町村を含め、気運の盛り上がりを見極めながら進めていきたい。

A 毎年一回、枯木の処分や枝打ち、剪定を行っているが、佐久間艇長の銅像周辺については、ご指摘のとおり木が生い茂り、海が見えにくくなっている。樹木の伐採については、所有者と協議し、新年度事業で進めていきたい。また、看板・フェンス・鉄柵等の補修については、周りの景観に配慮しながら対応していく。なお、新年度より海望山の林道・散策道等の周辺を中心に景観づくりを資するため、桜・椿などの植樹を考えている。

第四次総合計画と財政課題

Q ①総合計画を具体化するための達成目標と達成水準の位置付けについて

②総合計画推進のための財源確保について

A ①短期的には、振興実施計画を三年間のローリング方式により、毎年度、各事業項目ごとにヒヤリングを実施する。これにより計画に沿った施策への取組みと進捗状況を確認することができる。また、計画の目標年次は平成

二十二年までの十年間となっているが、五年後に中間見直しを行う予定である。その時に基本計画についての現状分析も併せて実施し、社会情勢の変化や市民ニーズに的確に対応した基本計画に修正していく。目標人口については、当面、三万五千人を想定しているが、近隣町村との合併なども考慮し、将来的には少なくとも四万人都市を目指したい。

②法定外税の創設については、歳出の徹底的な見直しを踏まえたうえで、市民の皆様の同意を得、公平かつ妥当なものでなければならぬと考えている。一方、国に対しては地方分権に伴う権限の委譲に合わせ、国と地方の税源の配分見直しを要望していくとともに、県に対しても核燃料税の引き上げ、配分の見直しをお願いしているところである。さらに原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法の適用事業範囲の拡大を強く要望していく。

環境衛生

Q ①クリーンセンターの現状と今後の運営について

- ②リサイクルプラザ建設事業について
- ③一般廃棄物最終処分場の建設について
- ④火葬場の建設について

A ①供用開始後の可燃ごみ処理量は、一日あたり平均四十七、三トン、焼却時間は約十二時間である。施設の処理能力五十六トン／日、十六時間運転と比較すると処理能力・稼働時間ともにかなりの余裕がある。広域化については、上中町・名田庄村において、ダイオキシン規制をクリアするために、あらゆる努力をされているが、施設の改修・新設には膨大な費用が見込まれること、さらには国や県の助成が難しい状況下にある。一方、本市においては処理能力に余力があり、ごみ量が増えることによって、より安定した処理が可能となることから、可燃ごみの広域処理について実施できるよう準備を行っている。

②今後の課題として、プラスチックの分別・リサイクル化が必要と考えている。これらの中核となる施設がリサイクルプラザである。現在、クリーンセンター敷地内に建設を



予定しているが、限られた予算のなかでの建設となるため、建設までに至っていないのが現状である。

③仏谷の一般廃棄物最終処分場は、埋立てが進み、残りの容量があとわずかとなっている。次期最終処分場建設を本市の緊急課題と位置付け、市民生活に影響のないよう、庁内一丸となって建設に向けて取り組む。

④若狭霊場は昭和四十五年に竣工し、三十年を経過しており老朽化している。今後、建設にあたっては小浜市単独ではなく、PFI手法の導入や

近隣町村と協議を進めるなかで進めていきたい。

まちづくりの施策

Q ①食のまちづくりの核となる施設の建設について

②運営方法について

A ①食を中心としたまちづくりのシンボルとして、

また各種のソフト事業を展開するためのよりどころとして拠点施設が必要であると考えている。設置場所などについては、プロジェクトチームのご意見、さらには県が計画している嶺南一体でのイベントの開催場所との調整を図り、今後具体的に検討していく。

②運営方法については、現在のところ固まっていないが、官で行うべきもの、民での取り組みが望ましいもの、官民共同で行うべきものなどの棲み分けについても、弾力的・柔軟な構想のもとに検討を進めていく。

まちづくりの支援事業

Q ①新世紀いきいきまち・むらづくり支援事業の考

え方とその推進方策について
②今後のスケジュールについて

A ①十二地区それぞれにおいて、自由な発想と地区

のもつ特性をいかして、長期ビジョンと振興計画を地区民の手で作りに上げていただくというものである。市民一人ひとりにまちづくりの一翼を担っていただき、自らが考え参加するまちづくりを進め、市全域の活性化を図ることを目的としている。地区内で話し合いの場を設け、地区ごとにまちづくりの委員会などをつくっていただき、地域の歴史、伝統、文化などを振り返り、地域の特性などをもとに、地区の将来像とそれに基づく振興計画などを策定していただきたい。

②平成十三年度を初年度とし、三か年にわたって策定していただく予定をしている。その間、それぞれの地区の自主的な判断で、先進地視察を行ったり、住民アンケートをとるなど、いろいろな手法を地区の皆さんで検討していただき、長期ビジョンや振興計画ができればと考えている。

観光行政

Q ①市民が簡単なガイドができるようミニガイドブックを作成しては

②嶺南博の名称を「若狭」を入れた名称になるよう県へ要請しては

③東小浜駅の観光施設の説明と東の玄関としての観光面の機能について

A ①食のまちづくりの一環として、本市の御食国の歴史や推進策をわかりやすく紹介した小冊子を全世帯に配布する計画をしており、本市の宝を再認識していただくうえで、極めて意義のあることと考えている。また冊子の中に小浜の歴史や文化、郷土が輩出した偉人などの紹介も盛り込めるよう検討していく。

②嶺南博については、あくまでも仮称であると認識しており、名称やテーマの決定については、県の基本計画検討委員会のなかで論議されると聞いている。今後、テーマがよりよく表現できる名称となるよう県に要望していく。

③十月には、総合福祉センターがオープンし、その複合的な機能の一つとして観光案内

施設を整備する。具体的には、サイクリングセンターとともに駅の待合室をかねたスペースにサイクリングマップを、

また付近の神社仏閣、お水送り行事などを説明した掲示板の設置や特産品の陳列を計画している。

《ひとくちメモ》

●普通建設事業費とは……

道路、橋りょうなどの公共土木関係施設、学校、公営住宅、公民館などの公共用施設の建設事業に要する経費をいいます。

国からの補助金または負担金を受けて行う補助事業、地方公共団体が国の補助を受けずに自主的に行っている単独事業、国・県が土木その他の建設事業を直轄で行う場合に地方公共団体がその経費の一部を法令に基づき負担する国直轄事業負担金、県営事業負担金などに分けられます。

●投資的経費とは……

生産的経費ともいい、その支出の効果が資本の形成に向けられ、施設等がストックとして将来に残るものに支出される経費をいいます。

経費の支出効果がどの程度、後年度の住民にサービス提供の効用を及ぼすことできるかに着目した経費の分類方法です。これに対応するものとして、消費的経費があります。(消費的経費とは、人件費や消耗品費のように、後年度に形を残さない性質の経費であり、その構成比が非常に大きい場合は、節減を図る必要があります。)

小浜・上中・今津・朽木
総合振興協議会の
総会を開催

昨年二月に設立された小浜・上中・今津・朽木総合振興協議会の第二回総会が四月十日、今津町で開催され、本市からも関係議員が出席しました。

総会では、平成十二年度事業報告および収支報告、平成十三年度事業計画ならびに琵琶湖・若狭湾リゾートライン鉄道建設の早期実現を求める要望書等について審議をしました。この要望書は早々、関係機関に提出いたします。なお、総会には四市町村の首長も出席され、歴史的に深い繋がりのある当地域の鉄道・道路・林道等の一層の整備に向けた活動を展開していくことを確認しました。



意見書二件を可決

本定例会において、意見書二件を可決し、国会および関係行政庁へ提出しました。その要旨は次のとおりです。

●食品の安全を確保するための食品安全行政の充実強化を求める意見書

食品の安全は、全ての消費者にとって共通の課題であり、健康な生活を営むうえで源であることから、関係省庁との連携や地方行政との役割分担により適切な行政運営がなされることが重要である。

一方、食品の安全に関わる社会的なルールである食品衛生法についても、消費者の視点を組み入れた法改正や運用の充実強化が図られる必要がある。よって、国会および政府におかれては、食品の安全を確保するための食品安全行政の充実強化が図られるよう次の事項について強く要望する。

記

- 一、食品衛生法の目的に「国民の健康のために食品の安全性を確保する」という主旨を明記すること。
- 二、食品の安全行政に関する施策について、積極的に情報公開を進めるとともに、消費者の参画を法律に明記すること。
- 三、食品の表示の目的に「消費者の選択に役立つ」という主旨を加えること。
- 四、全ての食品添加物の指定制度への移行を計画的に進めること。
- 五、農薬、動物用医薬品の残留基準の設定を計画的に進め、残留基準の決められていない食品の流通・販売をできないようにすること。
- 六、科学物質や新技術に関わる食品・容器包装の新たな不安や問題に対応した予防的な調査・研究の充実、検査体制の充実など、法制度の運用を強化すること。

●国立大学の独立行政法人化を行わず、地方国立大学の維持・発展のために教育・研究基盤を充実させることを求める意見書

地方国立大学は、学術・文化の振興や経済・産業の発展等に欠かせない存在として、地域振興に大きな役割を担ってきたところである。国立大学の独立行政法人化は、こうした地方国立大学の役割の維持、存立基盤に重大な危機をもたらすものである。

このようなことから、地方国立大学の存在意義を重視し、地域に對するより一層の貢献を果たすことができるよう、その教育・研究基盤を充実・強化することによって、日本の高等教育・学術研究の全体的な発展に努めることが求められている。

よって、国会および政府におかれては、地方国立大学の維持・発展が図られるよう、次の事項について強く要望する。

記

- 一、国立大学の独立行政法人化を行わないこと。
- 二、地方国立大学が、地域に根ざした大学として維持・発展できるように、教育・研究基盤を充実させること。

本会議を傍聴してみませんか。

— 手続きは簡単です —

傍聴席は約四十席あります。また体の不自由な人のため、車イスでそのまま傍聴できる席もあります。



くわしいことは市議会事務局へ
TEL.53-1111 (内線511~3)